

## 「若葉地区地区計画」における敷地面積の最低限度の適用除外基準

東京都市計画地区計画若葉地区地区計画（令和7年新宿区告示第129号）地区整備計画の部建築物等に関する事項の款建築物の敷地面積の最低限度の項（以下「敷地面積の最低限度の項」という。）ただし書に規定する区長が土地の合理的な利用を阻害しないものとして認めた場合の基準を以下のとおり定める。

敷地面積の最低限度の項ただし書に規定する区長が土地の合理的な利用を阻害しないものとして認めた場合とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 巡査派出所、公衆便所その他建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物
- (2) 建築基準法第 43 条の規定に満たない敷地を同規定に適合させるために、面積や形状を変更する敷地に計画する建築物

### 附 則

この基準は、令和7年3月6日から施行する。